

大浜神社仁王堂の調査

建造物研究室

大浜神社は滋賀県神崎郡能登川町伊庭にあり、毎年5月3日「伊庭の坂下り祭」が行われる近在の産土神として著名な社である。仁王堂はこの境内に建つ、桁行五間・梁行五間・入母屋造・茅葺の堂で、江戸時代の初め頃の大改修を受けているため一見近世風ではあるが、柱や組物や軒廻り等にあきらかに鎌倉時代にまで遡る部材を残しており、現在非常に希有な建物であることがわかる。先に行った近世社寺建築緊急調査の際このことを知り、1985年11月滋賀県教育委員会の協力を得てあらためて調査を行った。調査には細見・村上・山岸が参加した。

建物の沿革や名称の由来については詳らかでない。もとは現在地より南方にあたる「六斎堂」にあったものを後世移築したとの伝承があるものの、旧地とおぼしき場所はすでに水田と化し現時点ではこれを確認することができない。現状平面は、梁間五間のうち前方四間分に低い床を張って外陣風な広い空間をつくり、後方の一間と背面の軒下張出部とで桁行全幅の高い壇をしつらえ、ここに五基の神輿を一柱間一基宛収納している。前方の床張り部分はほとんどの間が吹き放ちで開放的であるのに対し、神輿収納部分は閉鎖的で正面側は一枚造りの蓆戸を釣り他の三方は板壁で閉ざす。柱上の組物は、側通りは舟肘木と大斗肘木の併用、入側通りは古様式をもつ三斗組と区分けされ、円・八角・大面取り方形と各種混在する柱とともにこの堂の経てきた複雑な歴史を物語っている。軒廻りは茅葺野地にふさわしく出の浅い一軒の角垂木を疎に配る。小屋組は中央三間を身舎とする「二重梁方式」で、外周の廂部分は繋ぎ梁によって処理している。

現在確認できる当初部材は、大面取角柱2本(移動)・側円柱3本・入側円柱4本(以上原位置)・出三斗2組・舟肘木4本(以上移動)・入側内法長押正面通り・入側三斗(全12組)・入側垂木掛け75%(以上原位置)・角垂木70本以上・角大面取り垂木10本・化粧地隅木1本・小屋組材3本(以上移動)などである。これら当初部材と現状とを有機的に関連させることである程度当初形式の復原が可能

であり、少なくとも次の諸点を指摘することができる。

1. 平面は、桁行三間・梁行三間の身舎に四周一間通りの廂がめぐるいわゆる「三間四面堂」となり、正面には一間の向拝がとりつく。各柱間寸法は向拝以外は現状どおりである。

2. 組物は、身舎の平部分は廂側に鯖の尾を付ける平三斗、隅部分は出三斗、側通りは舟肘木、向拝は身舎よりやや小形の出三斗組となる。

3. 軒は、垂木鼻に反り増しをつけた角垂木を繁に

配り、たぶん二軒であっただろう。向拝は下角に大面をとった打越垂木をもちい、これも二軒であったものと思われる。身舎地垂木勾配は十分の三であった。

4. 廂一間通りは四周とも化粧屋根裏でまわる。内部三間四方は天井の痕跡がないところをみるとともと天井はなかったものとみられる。

5. 現在の小屋組は後世茅葺用に組替えられたものであるが、転用古材も混りその中には叉首台とみられる材があることから、屋根は入母屋造あるいは寄棟造であったと考えられる。この場合の屋根葺材は、こけら葺か檜皮葺であろう。

6. 柱間装置としては、正面通りは五間とも蔀戸に、両側前端間は板扉に復元できる。他の間は柱が取替っているためあきらかでないが、土壁等で閉鎖された間が多かったものと思われる。一方身舎の柱間は、正面三間と両側面前端間は内法長押下に扉を入れるだけで開放であることから、少なくともこの三方には間仕切りがなかったことがわかる。しかし、背面側には来迎壁の存在も考えられる。

7. 床は全面拭板敷きで、四周は切目長押一本下って縁がとりついていた。現在柱底部は切断されているようなので、もとの床高はいま少し高かったであろう。

以上、復元を試みた結果五間四方で向拝をともなる堂々たる建物になり、しかも方三間の身舎に四周一間通りの廂をまわす平面は、求心性をもったいわば常行堂の構成であり、とうてい神社の付属建物にはなり難く、先の移建説をうなずかしめる。建立年代については明証を欠くが、時代性を端的に表現する組物の形式からみても鎌倉時代の特性をよく備えていることがわかる。また、柱間寸法がほぼ30cmを1尺とする8尺・9尺の整数値であること、垂木割りが8尺間12支、9尺間14支と1支寸法よりも支数を優先していることなどの計画尺度の上からも、角材の継手が箱鎌であること、隅木の垂木仕口が斜め大入であることなど技法上からみても古様式を保つところが多く、鎌倉時代のうちでも早い時期に属するものと理解できる。

ただ、梁側柱間寸法がなぜ8・9・8・8・8尺となるのか、身舎梁の架構ほどの程度旧状を伝えているのか等疑問点も残る。しかし、中世仏堂の優品の多い滋賀県の中にあって、後世の改変を受けてはいるものの、この堂がさらに加わった意義は大きく、今後何らかの方策によって保護・保存の措置が講ぜられることが望まれる。

(細見啓三)